

尼法指第 998 号  
令和 5 年 6 月 29 日

障害児通所支援事業所管理者 様

法人指導課長

### 障害児通所支援における児童指導員等加配加算の取扱いについて（通知）

平素は本市の障害福祉行政にご協力いただきありがとうございます。

みだしの件につきまして、児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 24 年厚生労働省告示第 122 号）において、指定基準上必要な従業者の員数に加え、理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業者を配置している場合、児童指導員等加配加算を算定できるとされております。

児童指導員等加配加算について、厚生労働省通知（令和 5 年 3 月 30 日）のとおり「児童指導員等加配加算が適切に算定されておらず、障害児通所給付費が過大に支給されている事例が、会計検査院の検査により確認された」ため、厚生労働省から障害児通所支援における児童指導員等加配加算の要件に関する Q&A が示されました。

これを踏まえて本市では、児童指導員等加配加算の取扱いについて、留意すべき点を別添のとおり整理しましたので、お知らせします。

なお、この取り扱いについては令和 5 年 7 月以降の新規事業所に適用し、既存事業所については、令和 5 年 8 月までは経過措置としますので、令和 5 年 9 月より適用します。

#### 添付資料

- 1 児童指導員等加配加算について
- 2 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に係る Q&A について（令和 5 年 3 月 3 日）
- 3 厚生労働省通知（令和 5 年 3 月 30 日）
  - ・ 障害児通所支援における児童指導員等加配加算の取扱いについて
  - ・ 会計検査院による指摘事項（詳細）
  - ・ 障害児通所支援における児童指導員等加配加算の要件に関する Q&A
  - ・ 加算届出様式

担当：福祉局 法人指導課 障害事業所指定担当  
TEL：06-6489-6522  
FAX：06-6482-3512  
e-mail：ama-syougai-shitei@city.  
amagasaki.hyogo.jp